

日本動物医療コンシェルジュ協会規約

第1条（名称）

この団体は、日本動物医療コンシェルジュ協会（Japan Animal Medical Concierge Association、略称 JAMCA）（以下、「本協会」）という。

第2条（所在地）

本協会の所在地は山梨県甲府市に置く。

第3条（目的）

本協会は、以下の啓蒙活動を通じて生涯にわたるペットとの正しい生活のあり方を理解し、動物との豊かな環境と文化を育む社会の実現に寄与することをその目的とする。

- （1）飼い主に対して、動物飼育に関する知識を普及することで認識と理解を深める。
- （2）ペット産業従事者及び動物医療関係者に対する適切な知識を提供し啓蒙する。
- （3）ペット未飼育者に向けて正しい知識とその実践方法を啓蒙し、普及させる。

第4条（活動）

本協会の活動は、次の通りとする。

- （1）前条の目的を達成するため、各種認定講座を設置する。
- （2）セミナー、シンポジウム、例会等を開催する。
- （3）情報の収集及び会報（ニュースレター）等の発行。
- （4）内外の諸団体との交流や必要な協力を行う。
- （5）前各号の他、本協会の目的達成に必要な活動。

2 本協会の活動年度は、毎年4月1日に始まり翌年の3月31日に終わる1年間とする。

第5条（運営）

本協会の運営は会員によって行われる。ただし、協会の事務局業務については、業務委託先であるアモールフォレスト株式会社（東京都渋谷区）により行われるものとする。

第6条（会員）

会員は本協会の目的に賛同した者とする。会員区分、会員の入退会方法及び会費については会員規則により定める。

第7条（役員）

本協会の役員には、代表理事を置く。

2 代表理事は、必要に応じてほかに役員を定めることができる。

第8条（任期）

総会で定められない限り、代表の任期は永年とする。

第9条（組織構成及び職務）

本協会の組織構成及び職務は、次のとおりとする。

会長 会長は、本協会の象徴であると同時に本協会を代表する。

代表理事 代表理事は、本協会の業務を統括する。

代表理事は、理事会の議に基づき会務を総理する。代表理事が会務を総理できないときは、代表理事が予め定めた理事がその職務を代行する。

理事 理事は理事会を組織し、代表理事に協力して本協会の運営を円滑に遂行する。

監査役 監査役は、本協会の資金を受領し、管理し、支出するとともに、これを会計帳簿に記録する。

監査役は、協会活動計画に基づき、収支予算案を作成し、代表理事に提出する。

監査役は、決算報告書（収支計算書及び貸借対照表）を作成し、代表理事に提出する。

第10条（総会）

本協会は少なくとも年1回総会を開催する。

2 代表理事は、総会に決議事項及び報告事項を提出し、総会はこれを審議することができる。

（1）規約の改正に関わる事項

（2）会員の加入及び脱退に関わる事項

（3）事業計画及び決算、活動報告

（4）役員の変更

（5）その他必要と認められた事項

3 総会は、2名以上の出席をもって成立し、総会の議決は出席者の過半数以上の賛成をもって成立するものとする。但し、代表理事は議決に対する拒否権をもつ。

第11条（招集）

代表理事は、必要と認めるとき随時総会を招集することができる。

第12条（総会の通知）

総会の開催は、少なくとも30日以前に、その会議の日時、場所及び付議事項を示し、書面あるいは会報によって会員に通知しなければならない。

第13条（財務）

本協会の活動に要する資金は会員からの会費及び本協会活動に於ける収入により賄う。

2 会費の徴収は業務委託先のアモールフォレスト株式会社によって行われる。

第14条（会計）

本協会の会計年度は、別に定める場合を除き、毎年4月1日に始まり翌年の3月31日に終わる1

年間とする。

第15条（理事会）

理事会は、本協会の理事をもって構成する。

- 2 理事会は、必要と認められたときに随時代表理事によって招集される。
- 3 理事会は、協会活動計画の設定、各規約の設定及び審議を行う。

第16条（事務局）

代表理事は、協会の事務を処理するために事務局をおく。

- 2 事務局は、会費の徴収、会合議事録の作成・管理、会報の発行、ホームページの運営・管理、その他総務、庶務的な事務を遂行する。
- 3 事務局は、協会活動計画案に基づき、本協会の目的を達成するのに必要な活動を企画し、これを円滑に遂行する。
- 4 本協会の事務局業務はアモールフォレスト株式会社へ委託する。

第17条（委員会）

代表理事は、必要に応じ、委員会を設置することができる。委員会の構成員は、代表理事が任命する。

第18条（顧問）

代表理事は協会の活動に関し、必要な助言を得るため学識経験者の中から適宜顧問を委嘱することができる。

第19条（改正）

協会規約およびそれに付随する規約等の改正は、理事会における出席者の過半数以上の賛成により行うことができる。

第20条（解散）

本協会の解散は、総会における過半数以上の議決を経なければならない。

第21条（設立日）

本協会の設立日は、平成20年2月14日とする。

第22条（発効）

協会規約は、平成25年6月1日より発効する。

平成26年4月1日改正
日本動物医療コンシェルジュ協会
運営事務局：アモールフォレスト株式会社